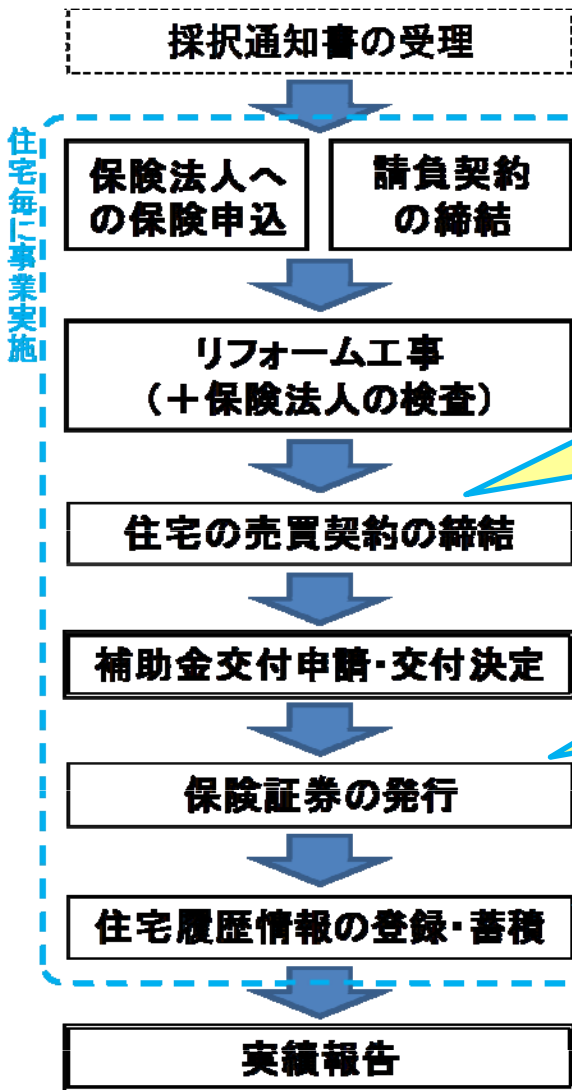


既存住宅流通・リフォーム推進事業 実施に当たっての注意事項

事業の流れ
(売買前リフォームの一例)



平成23年10月31日までに、リフォーム工事の請負契約と住宅の売買契約の両方を締結したものが補助対象です。ただし、予算の制約上、平成23年10月31日以前であっても補助を終了※1する可能性があります。

※1 補助を終了する場合には、補助対象期限(上記契約の締結期限)について、その概ね1週間前までに、国土交通省のホームページ上で周知するとともに、その旨を個別に連絡いたします。

→ 事業者マニュアルの4ページ参照

リフォーム工事の請負契約と住宅の売買契約の両方を締結したら、1週間以内に交付申請書、請負契約書、売買契約書等を提出してください。

→ 事業者マニュアルの8ページ参照

引渡後にリフォームを行う場合、原則として、リフォーム瑕疵保険又は大規模修繕工事瑕疵保険にも加入する必要があります。

→ 事業者マニュアルの3ページ参照

住宅履歴情報登録機関※2に登録するか、又は事業者自らが同様のサービス※3を行う必要があります。

※2 国土交通省のホームページに掲載している住宅履歴情報登録機関です。

※3 事業者自らがサービスを行う場合には、10年以上の保管を住宅所有者との間で契約することなどが要件となりますので、ご注意ください。

→ 事業者マニュアルの3ページ参照

本補助制度では、最終的に実績報告を提出していただき、補助金をお支払いすることになります。実績報告では、保険証券の写しや領収書の写し等の提出が必要※4となりますので、事業者マニュアルをよく確認した上で事業を進めてください。

※4 実績報告時に必要な書類が提出されない場合には、補助金をお支払いすることができませんのでご注意ください。

→ 事業者マニュアルの10ページ参照